

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本指第649号
令和7年6月25日
宮城県警察本部長

法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通達）

法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する事務処理要領（以下「要領」という。）については、「法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」（令和元年12月12日付け宮本指第1076号）により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い別記様式第3号の一部を改めた。
- (2) 別記様式第13号から別記様式第15号、別記様式第26号及び別記様式第29号について、不服申し立てに関する教示事項を整理した。
- (3) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和7年6月25日

別添

法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第51条の8の規定に基づく法人の登録、道交法第51条の13の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付等その他確認事務の委託に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

前記第1の法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する事務処理については、道交法、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 登録及び登録更新の処理手続

県規則第42条の規定により登録を受けようとする法人及び登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けようとする法人から申請を受理する場合の手続は、次のとおりとする。

1 登録及び登録更新の申請の受理

登録及び登録更新の申請の受理は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）が行うものとし、受理に際しては、次の事項に配慮すること。

- (1) 登録及び登録更新の申請は、県規則第42条第1項の登録（更新）申請書を提出させ、これを受理すること。
- (2) 受理に当たっては、登録（更新）申請書の各欄の記載事項及び委託規則第2条第2項の規定により添付された次の書類について確実な点検を行うこと。

ア 法人関係

- (ア) 定款・寄附行為等
- (イ) 登記事項証明書
- (ウ) 役員の氏名及び住所を記載した役員名簿（別記様式第1号）
- (エ) 資器材を保有する旨の誓約書（別記様式第2号）
- (オ) 欠格事由に該当しない旨の誓約書（別記様式第3号）
- (カ) 駐車監視員資格者証の写し（2人以上）
- (キ) 事務所に係る資料

イ 各役員関係

- (ア) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に規定する事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。以下同じ。）
- (イ) 診断書（別記様式第4号）

- (3) 申請の形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに、申請者に対して当該申請の補正を求めること。
- (4) 申請の受理に際しては、言動に十分注意を払い、申請者との間に無用の紛議を起こすことのないように配慮すること。

2 登録（更新）申請受理簿への登録

交通指導課長は、登録（更新）申請書が提出された場合は、登録（更新）申請受理簿（別記様式第5号）に登録するものとする。

3 欠格事由の調査

- (1) 交通指導課長は、登録及び登録更新の申請に係る法人について、道交法第51条の8第3項に規定する欠格事由の有無を登録（更新）申請書の添付書類により確認するほか、身上調査照会書（別記様式第6号）及び身上調査照会回答書（別記様式第7号）により関係機関等に対して必要な照会をするなど、確実な調査を行うこと。

なお、当該法人の役員が外国人の場合は、前科調査について（照会）（別記様式第8号）及び前科調査について（回答）（別記様式第9号）により仙台地方検察庁に対して照会すること。

- (2) 欠格事由の有無の調査結果については、身元調査報告書（別記様式第10号）及び調査書（登録・登録更新関係）（別記様式第11号）を作成すること。

4 登録簿への登録

交通指導課長は、道交法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、道交法第51条の8第4項各号の全てに適合するときは、県規則第43条の登録簿に登録するものとする。

5 登録通知書及び登録申請に関する通知書の交付

交通指導課長は、登録又は登録更新を申請した法人を登録したときは、直ちに当該申請者に対してその旨を通知するとともに、速やかに登録通知書（別記様式第12号）を交付するものとする。また、登録又は登録更新を申請した法人を登録しなかったときは、登録申請に関する通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

6 行政手続法の規定に基づく標準処理期間

行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく登録及び登録更新に係る標準処理期間は、50日間である。

第4 適合命令及び登録の取消し

道交法第51条の9の規定による適合命令（以下「適合命令」という。）及び道交法第51条の10の規定による登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）に伴う処理手続は、次のとおりとする。

1 適合命令

交通指導課長は、登録又は登録更新を受けた法人（以下「登録法人」という。）に道交法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合に

は、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、適合命令の適否について判断し、当該事実に応じた必要な措置を執るべきことを命ずるときは、適合命令書（別記様式第14号）により行うものとする。

なお、道交法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該登録法人が速やかにこれを是正、回復等しようとしており、その早期是正、回復等が見込まれるときは、適合命令を行わないものとする。

2 登録の取消し

交通指導課長は、登録法人に道交法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該登録法人において執られた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断し、取消しを行うときは、登録取消処分通知書（別記様式第15号）により行うとともに、警察庁及び他都道府県警察に対して登録を取り消した旨を道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（通報）（別記様式第16号）により通報するものとする。

なお、登録法人の役員が道交法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当することとなった場合において、当該登録法人が速やかに当該役員の解任手続を進めているようなときは、登録の取消しは行わないものとする。

第5 報告及び検査

道交法第51条の11第1項の規定による登録法人に対する報告の要求（以下「報告要求」という。）及び検査のための事務所への立入り（以下「立入検査」という。）に当たっては、次の事項に十分留意すること。

- 1 報告要求及び立入検査は、道交法第51条の8から第51条の10までの規定の施行に必要な限度内において行うものであり、道交法の目的の範囲内かつ必要最小限度で行うこと。
- 2 立入検査は、犯罪捜査の目的や道交法の施行に無関係な他の行政目的で行うことはできない。
- 3 立入検査を行う警察官は、警察手帳を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

第6 駐車監視員資格者講習の告示

交通指導課長は、委託規則第6条の規定する駐車監視員資格者講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を行おうとするときは、当該駐車監視員資格者講習の期日の30日前までに、次に掲げる事項を宮城県公報により告示するほか、宮城県警察インターネットホームページ等への公的広報媒体に登載するものとする。

- 1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所
- 2 受講手続に関する事項
- 3 申込期日
- 4 その他駐車監視員資格者講習の実施に関し必要な事項

第7 受講の申込み

委託規則第7条第1項の規定による駐車監視員資格者講習の受講の申込みを受理する場合の手続は、次のとおりとする。

1 駐車監視員資格者講習受講申込書の受理

駐車監視員資格者講習の受講の申込みの受理は、交通指導課長が行うものとし、受理に際しては次の事項に配慮すること。

- (1) 受講の申込みは、県規則第45条第1項の駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)を提出させ、これを受理すること。
- (2) 受講申込書の受理窓口は、交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)とする。
- (3) 受講申込書の提出方法は、直接受理窓口への提出又は郵送での提出とする。
- (4) 郵送による提出は、申込締切日の消印までを有効とする。

2 駐車監視員資格者講習受講申込受理簿への登録

受講申込書を受理した交通指導課長は、駐車監視員資格者講習受講申込受理簿(別記様式第17号)への登録を行うものとする。

3 駐車監視員資格者講習受講票の送付

講習を受けようとする者に対し、駐車監視員資格者講習受講票(別記様式第18号)を送付するものとする。

第8 駐車監視員資格者講習の講習事項等

駐車監視員資格者講習の講習事項等については、委託規則第8条に規定するところによるほか、細部事項等については別に定める。

第9 認定審査の申請等

委託規則第10条第2項に規定する認定の審査(以下「認定審査」という。)の申請(以下「認定申請」という。)の受理は、交通指導課長が行うものとし、受理に際しては次の事項に配慮すること。

1 認定申請の受理

- (1) 認定申請は、県規則第46条第1項の認定申請書(以下「認定申請書」という。)を提出させ、これを受理すること。
- (2) 受理に当たっては、認定申請書の各欄の記載事項及び委託規則第10条第3項の規定により添付された委託規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の確認を行うこと。
- (3) 認定申請書の受理窓口は、交通指導課とする。
- (4) 認定申請書の提出方法は、直接受理窓口への提出又は郵送での提出とする。

2 認定申請受理簿への登録

認定申請書を受理した交通指導課長は、認定申請受理簿(別記様式第19号)への登録を行うものとする。

3 駐車監視員資格者認定考査受検票の送付

認定を受けようとする者に対し、駐車監視員資格者認定考査受検票(別記様式

第20号)を送付するものとする。

4 駐車監視員資格者講習の修了考査と認定審査を併せて行う場合

駐車監視員資格者講習の修了考査と認定審査を同一の日に行う場合は、当該日の30日前までに、次に掲げる事項を宮城県公報により告示するほか、宮城県警察インターネットホームページ等への公的広報媒体に登載するものとする。

- (1) 駐車監視員資格者講習の修了考査及び認定審査の期日及び場所
- (2) 認定の要件
- (3) 添付書類
- (4) 申込期日

第10 認定審査の実施

認定審査は、委託規則第10条第1項の規定により、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行うこととする。

第11 駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付

1 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書の受理

委託規則第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請及び委託規則第10条第5項の規定による認定書の再交付の申請の受理は交通指導課長が行うものとし、受理に際しては次の事項に配慮すること。

- (1) 再交付の申請は、県規則第47条の駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（以下この第11において「再交付申請書」という。）を提出させ、これを受理すること。
- (2) 再交付申請書の受理窓口は、交通指導課とする。
- (3) 再交付申請書の提出方法は、直接受理窓口への提出とする。
- (4) 受理に当たっては、受講申込書又は認定申請書に貼付してある写真、運転免許証等により本人であることを確実に確認すること。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申込受理簿への登録

再交付申込書を受理した交通指導課長は、駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申込受理簿（別記様式第21号）への登録を行うものとする。

3 再交付に係る証明書等の交付

再交付に係る駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書（以下「証明書等」という。）の交付は、原則として申請者に直接交付するものとする。ただし、遠距離その他の事由により直接交付することができない場合は、郵送等により対応することとするが、その費用については当該申請者の負担によるものとする。

4 亡失した証明書等を発見し、又は回復したときの措置の指導

証明書等の再交付を受けた後において亡失した証明書等を発見し、又は回復したときは、速やかに、発見し、又は回復した証明書等を交通指導課長に届出し、返納するよう指導するものとする。

第12 駐車監視員資格者証の交付の申請

委託規則第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請を受理する

場合の手続は、次のとおりとする。

1 駐車監視員資格者証交付申請書の受理

駐車監視員資格者証の交付の申請の受理は、交通指導課長が行うものとし、受理に際しては次の事項に配慮すること。

(1) 交付の申請は、県規則第48条第1項の駐車監視員資格者証交付申請書（以下「駐車監視員資格者証交付申請書」という。）を提出させ、これを受理すること。

(2) 受理に当たっては、駐車監視員資格者証交付申請書の各欄の記載事項及び委託規則第11条第2項の規定により添付された次の書類について確実な点検を行うこと。

ア 修了証明書又は認定書

イ 住民票の写し

ウ 診断書

エ 誓約書

オ 写真2枚（駐車監視員資格者証交付申請書に貼付した写真1枚を含む。）

(3) 交付申請書の受理窓口は、交通指導課とする。

(4) 交付申請書の提出方法は、直接受理窓口への提出又は郵送での提出とする。

2 駐車監視員資格者証交付申請受理簿への登録

交通指導課長は、駐車監視員資格者証交付申請書が提出された場合は、駐車監視員資格者証交付申請受理簿（別記様式第22号）に登録するものとする。

3 欠格事由の調査

(1) 交通指導課長は、駐車監視員資格者証の交付の申請に係る者について、道交法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由の有無を駐車監視員資格者証交付申請書の添付書類により確認するほか、身上調査照会書等により関係機関等に対して必要な照会をするなど、確実な調査を行うとともに、他都道府県警察からの通報により把握すること。

(2) 欠格事由の有無の調査結果については、身元調査報告書（駐車監視員資格者証関係）（別記様式第23号）及び調査書（駐車監視員資格者証関係）（別記様式第24号）を作成するものとする。

4 駐車監視員資格者証交付者名簿への登録

交通指導課長は、道交法第51条の13第1項各号のいずれにも該当するときは、駐車監視員資格者証交付者名簿（別記様式第25号）に登録するものとする。

5 駐車監視員資格者証の交付

交通指導課長は、駐車監視員資格者証交付者名簿に登録したときは、直ちに申請者に対してその旨を通知するとともに、速やかに駐車監視員資格者証を交付するものとする。また、駐車監視員資格者証交付者名簿に登録しなかった場合は、交付申請に関する通知書（別記様式第26号）により通知するものとする。

6 行政手続法の規定に基づく標準処理期間

行政手続法の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付に係る標準処理期間は、30日間である。

第13 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付

委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請及び委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付の申請を受理する場合の手続は、次のとおりとする。

1 駐車監視員資格者証の書換え交付（再交付）申請書の受理

駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請の受理は、交通指導課長が行うものとし、受理に際しては次の事項に配慮すること。

- (1) 書換え交付の申請は県規則第50条第1項の駐車監視員資格者証書換え交付申請書（以下「書換え交付申請書」という。）を、再交付の申請は県規則第50条第2項の駐車監視員資格者証再交付申請書（以下この第13において「再交付申請書」という。）を提出させ、これを受理すること。
- (2) 受理に当たっては、書換え交付申請書及び再交付申請書の各欄の記載事項、添付写真等について確実な点検を行うこと。
- (3) 書換え交付申請書及び再交付申請書の受理窓口は、交通指導課とする。
- (4) 書換え交付申請書及び再交付申請書の提出方法は、直接受理窓口への提出とする。

2 駐車監視員資格者証書換え交付申請受理簿等への登録

交通指導課長は、書換え交付申請書が提出された場合は駐車監視員資格者証書換え交付申請受理簿（別記様式第27号）に、再交付申請書が提出された場合は駐車監視員資格者証再交付申請受理簿（別記様式第28号）に登録するものとする。

3 行政手続法の規定に基づく標準処理期間

行政手続法の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付に係る標準処理期間は、14日間である。

4 亡失した駐車監視員資格者証を発見し、又は回復したときの措置の指導

駐車監視員資格者証の再交付を受けた後において亡失した駐車監視員資格者証を発見し、又は回復したときは、速やかに、発見し、又は回復した駐車監視員資格者証を交通指導課長に届出し、返納するよう指導するものとする。

第14 駐車監視員資格者証の返納命令

委託規則第14条の規定により駐車監視員資格者証の返納命令（以下「返納命令」という。）を行う場合の手続は、次のとおりとする。

- 1 返納命令は、駐車監視員資格者証返納命令書（別記様式第29号）により行うものとする。
- 2 返納命令を行った場合は、駐車監視員資格者証返納命令管理簿（別記様式第30号）に登録するとともに、道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）（別記様式第31号）により、警察庁及び他都道府県警察

に対し返納を命じたことを通報するものとする。

第15 手数料の取扱い

法人の登録、登録更新、駐車監視員資格者講習の受講及び認定審査並びに駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請を受理する場合は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）で定める手数料を徴収するものとする。

別記様式第 1 号

役員名簿					
(ふりがな) 法人名称				所在地	
役員	番号	役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	1			年 月 日	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
15					

注 1 番号 1 の欄には代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

誓約書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子
計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

別記様式第3号

誓約書

当法人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項各号に規定する次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に規定する罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の
中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

別記様式第5号

登録（更新）申請受理簿				
受理番号				
受理年月日	年 月 日			
法人名称 (代表者)				
添付書類	可			
	否 ()			
身上照会	照会年月日	年 月 日		
	回答年月日	年 月 日		
欠格事由調査	身元調査報告書	作成	年 月 日	
	調査書	作成	年 月 日	
公安委員会報告年月日	年 月 日			
登録簿登載	有 無	登録番号	登録年月日	登録通知年月日
	有・無	No.
	登録通知書交付年月日		年 月 日	
登録申請に関する 通知年月日	年 月 日			
適合命令通知年月日	年 月 日			
登録取消通知年月日	年 月 日			
備考				
	申請受理担当者			

別記様式第6号

第 号
年 月 日

(市 区 町 村 長) 殿

宮城県警察本部交通部
交通指導課長 印

身 上 調 査 照 会 書

本 籍	
(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日生

第 5 1 条 の 8 に 規 定 す る 登 録
上記の者は、道路交通法
第51条の13の規定による駐車監視員資格者証の交付
に際し、同条の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別記事項を調査し、
該当欄に記入の上、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、上
記に準じて調査をお願いします。また、転籍している場合は該当する市区町村長に回
送を、在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

所 在 地	〒 ー
担当者の 課・係 氏 名	課 係 氏 名
電 話 番 号	() ー 内線

別記様式第7号

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

宮城県警察本部

交通部交通指導課長 殿

市 区 町 村 長 印

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、次のとおり回答します。

※ 本 籍						
(ふりがな) ※ 氏 名						
※ 生年月日	年 月 日生					
上記のうち 訂正すべき 事 項						
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名	恩 赦 又 は 刑
	年 月 日	年 月 日			金 期 額	の 執 行 停 止 の 有 無
破 産 の 有 無						
備 考	(戸籍筆頭者氏名)					
※照会担当者名	係			市区町村取扱担当者		

注 ※印の欄は、照会担当者において記入します。

別記様式第8号

宮本指第 号
年 月 日

仙台地方検察庁殿

宮城県警察本部
交通部交通指導課長 印

前科調査について（照会）

国籍 (法人の場合は、本店所在地)	
氏名(商号)、性別 生年月日(設立年月日)	
外国人登録番号	年 月 登録(記号) B 第 号

上記の者は、道路交通法第51条の8に規定する登録(更新)
第51条の13の規定による駐車監視員資格者証の交付
に際し、同条の規定に基づく前科調査の必要がありますので、照会事項を調査し、
該当欄に記入の上、回答願いたく照会します。

年 月 日

宮城県警察本部
交通部交通指導課長 殿

仙台地方検察庁検察事務官

前科調査について（回答）

照会書記載の者に係る前科について、下記のとおり回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当あり次のとおり。

※国籍 (法人の場合は、本店所在地)						
訂正						
※氏名、生年月日 (商号、設立年月日)						
訂正						
※外国人登録番号						
前科	言渡年月日	確定年月日	裁判所	罪名	刑罰 名 期 額 金	恩赦、刑の 執行停止の 有無等刑終 了の日

注 ※印の欄は、照会担当者において記入します。

別記様式第11号

調 査 書 (登録・登録更新関係)

法人の名称 事務所の所在地 代表者の氏名 生 年 月 日 本 籍 住 所	電話 () 年 月 日生 電話 ()
道交法第51条の8第3項該当の有無	
第1号該当の有無	有 ・ 無
第2号イ該当の有無	有 ・ 無
第2号ロ該当の有無	有 ・ 無
第2号ハ該当の有無	有 ・ 無
第2号ニ該当の有無	有 ・ 無
第2号ホ該当の有無	有 ・ 無
第2号ヘ該当の有無	有 ・ 無
道交法第51条の8第4項該当の有無	
第1号該当の有無	有 ・ 無
第2号該当の有無	有 ・ 無
第3号該当の有無	有 ・ 無
その他参考事項	

宮（公委） 第 号

登 録 通 知 書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新 を行い、下記のとおり登

録簿に登載したので通知します。

登録年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

（注 登録の更新は、有効期限の 月前から 月前までの間に申請してください。）

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

登録申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新

の申請については、次の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会（宮城県警察本部交通部交通指導課経由）に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
（なお、この場合においてもその審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

適 合 命 令 書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置を執ることを命ずる。

措 置	
-----	--

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会（宮城県警察本部交通部交通指導課経由）に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（なお、この場合においてもその審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

宮（公委） 第 号

登録取消処分通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号第 号）

を取り消したので通知する。

理 由

この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第16号

宮本指第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

宮城県警察本部長

道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（通報）

下記の法人に係る道路交通法第51条の8の規定による登録を同法第51条の10の規定により下記のとおり取り消したので通報する。

記

(ふりがな)

1 法人の名称

(ふりがな)

2 代表者氏名

3 主たる事務所の所在地

4 登録番号

5 取消年月日

6 取消理由

(担当 課 係 警電 ー)

別記様式第17号

駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 受 講 申 込 受 理 簿

受理番号	受 理 番 号 指 定 年 月 日	申込者の氏名・住所・生年月日	申請書類の 受理年月日	受講票郵送 年 月 日	受 理 者 担 当 者	備 考
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		

※ 受講番号	
--------	--

駐車監視員資格者講習受講票

(ふりがな)	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日生

項 目	日 時	確認欄
※ 受付時間	各日 時 分から 時 分までの間	/
※ 講習日①	年 月 日 時 分 開始	
※ 講習日②	年 月 日 時 分 開始	
※ 考査日③	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

別記様式第19号

認 定 申 請 受 理 簿

受理番号	受 理 番 号 指 定 年 月 日	申込者の住所・氏名・生年月日	申請書類の 受理年月日	受検票郵送 年 月 日	受 理 担 当 者	備 考
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 (日 生 歳)	年 月 日	年 月 日		

※ 受検番号	
--------	--

駐車監視員資格者認定考査受検票

(ふりがな)	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日生

項 目	日 時	確認欄
※ 受付時間	時 分から 時 分までの間	/
※ 認定考査	年 月 日 時 分 開始	
※ 場所 (略 図)		

別記様式第23号

身元調査報告書（駐車監視員資格者証関係）

氏名 住所						
犯 罪 歴				暴力団関係の有無		道交法第51 条の13第1 項第2号該 当の有無
罪 名	検挙年月日	検挙署	処分年月日 内 容	団体名	地 位	

別記様式第24号

調 査 書（駐車監視員資格者証関係）

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	
本 籍		
住 所	電話 （ ）	
講習修了証明書、認定書 交付番号等	講習修了証明書・認定書 第 号 年 月 日 公安委員会	
道交法第51条の13第1項第2号イ該当の有無		
無・有（ ）		
道交法第51条の13第1項第2号ロ該当の有無		
法 第 51 条 の 8 第 3 項	第2号イ該当の有無	無・有（ ）
	第2号ロ該当の有無	無・有（ ）
	第2号ハ該当の有無	無・有（ ）
	第2号ニ該当の有無	無・有（ ）
	第2号ホ該当の有無	無・有（ ）
	第2号ヘ該当の有無	無・有（ ）
道交法第51条の13第1項第2号ハ該当の有無		
無・有（ ）		
そ の 他 参 考 事 項		

注 講習修了証明書又は認定書のいずれかを○で囲むこと。

別記様式第25号

駐車監視員資格者証交付者名簿

交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日 (男・女) 日生	
修了証明（認定）書番号	連絡先	() ー (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日 (男・女) 日生	
修了証明（認定）書番号	連絡先	() ー (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日 (男・女) 日生	
修了証明（認定）書番号	連絡先	() ー (自宅・携帯)	
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 ー 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日 (男・女) 日生	
修了証明（認定）書番号	連絡先	() ー (自宅・携帯)	

備考 特記事項には、再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

宮（公委） 第 号

交 付 申 請 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏 名

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会（宮城県警察本部交通部交通指導課経由）に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この場合においてもその審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会

印

別記様式第27号

駐車監視員資格者証書換え交付申請受理簿

受理番号	資格者証番号 交付年月日	申込者の氏名・住所・生年月日	書換え事項		書換え交付 年月日等	通知 年月日	受理者 担当者	備考
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	旧		年 月 日			
			新		交付番号 第 号			

別記様式第28号

駐車監視員資格者証再交付申請受理簿

受理番号	資格者証番号 交付年月日	申請者の氏名・住所・生年月日	申請理由	再交付等 年月日等	通知 年月日	受理 担当者	備考
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他() 	年 日 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他() 	年 日 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他() 	年 日 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他() 	年 日 月 日 交付番号 第 号			
	年 月 日	年 月 日生 (歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他() 	年 日 月 日 交付番号 第 号			

注 備考の欄には、汚損又は破損した資格者証の返還状況等について記載すること。

宮（公委） 第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

（住所）

（氏名） 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）
の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

なお、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第31号

宮本指第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

宮 城 県 警 察 本 部 長

道路交通法第51条の13第2項の規定に基づく返納命令について（通報）

下記の者に係る駐車監視員資格者証については、道路交通法第51条の13第2項の規定によりその返納を命じたので通報する。

記

（ふりがな）

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 住所
- 4 資格者証番号
- 5 命令年月日
- 6 理由

（担当 課 係 警電 ー ）